

(独)日本医療研究開発機構理事長となるべき者の選任理由

本法人の使命は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進等を図るため、医療分野研究開発推進計画に基づき、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発等の業務を行うことにある。

そうした組織にあつて、本ポストには、そのミッションとして、法人の長として法人全体の業務を総理し、中長期目標、中長期計画及び各年度計画に基づき、その達成に向けて、業務を的確に遂行することが求められている。

理事長となるべき者の選任に当たっては、様々な有識者からの意見、機構に求められる機能や役割など様々な要因を総合的に判断した上で、任命権者である内閣総理大臣が、健康・医療戦略推進本部の意見を聴きつつ、選任したものである。

末松 誠氏は、これまで、慶應義塾大学医学部において、生化学分野の研究をリードしてきた実績に加え、医師として実際の診療にも当たるなど、医療分野の研究開発や医療現場の実態に深く精通している。

また、平成19年から、慶應義塾大学医学部長を務めており、組織のマネジメント経験を十分に有しているとともに、特定分野に偏るのではなく、医療分野全体に目配りできるものと考えられる。

さらに、医療分野の研究開発に関する国の審議会委員や国が進める研究開発プロジェクトの責任者等を務めた経験があり、医療分野の研究開発に係る政策に見識を有しているとともに、目利き能力や研究内容についての評価・分析力を有している。

これらの経験・実績や能力等を踏まえれば、同氏が日本医療研究開発機構の理事長に最も相応しいと考え、今般、理事長となるべき者に指名したものである。

(独) 日本医療研究開発機構監事となるべき者の選任理由

本法人の使命は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進等を図るため、医療分野研究開発推進計画に基づき、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発等の業務を行うことにある。

そうした組織にあつて、本ポストには、そのミッションとして、独立行政法人通則法等の関係法令に基づき、法令遵守状況、経理や契約の適正性、業務内容の適正性など、法人の業務全般の監査を行い、監査の結果に基づき、必要に応じ、理事長又は日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）に係る主務大臣（内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣）に意見を提出することなどが求められている。このため、機構の監事は、このような監査業務を的確に遂行できる十分な能力を有していることが求められる。

監事となるべき者の選任に当たっては、様々な有識者からの意見、機構に求められる機能や役割など様々な要因を総合的に判断した上で、任命権者である内閣総理大臣が、健康・医療戦略推進本部の意見を聴きつつ、選任したものである。

間島 進吾氏は、公認会計士として、長年、監査業務に従事しており、財務会計に関する専門知識を有していることに加え、文部科学省の独立行政法人評価委員会の委員等を務めた経験があり、独立行政法人制度や公会計にも精通している。また、独立行政法人理化学研究所研究不正再発防止のための改革委員会委員等を務めた経験があり、研究不正の防止についての知見も有している。さらに、同氏は、中立性・公平性のもとに業務を遂行できる高い倫理感を有していることから、機構の監事として最適の人物であると考え、監事となるべき者として指名したところである。

(独) 日本医療研究開発機構監事となるべき者の選任理由

本法人の使命は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進等を図るため、医療分野研究開発推進計画に基づき、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発等の業務を行うことにある。

そうした組織にあつて、本ポストには、そのミッションとして、独立行政法人通則法等の関係法令に基づき、法令遵守状況、経理や契約の適正性、業務内容の適正性など、法人の業務全般の監査を行い、監査の結果に基づき、必要に応じ、理事長又は日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）に係る主務大臣（内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣）に意見を提出することなどが求められている。このため、機構の監事は、このような監査業務を的確に遂行できる十分な能力を有していることが求められる。

監事となるべき者の選任に当たっては、様々な有識者からの意見、機構に求められる機能や役割など様々な要因を総合的に判断した上で、任命権者である内閣総理大臣が、健康・医療戦略推進本部の意見を聴きつつ、選任したものである。

室伏 きみ子氏は、これまで、お茶の水女子大学等において、細胞生物学や生化学の研究に従事しており、医療分野の研究開発について専門知識を有していることに加え、お茶の水女子大学理学部長や同大学理事・副学長を務めており、組織のガバナンスについての見識を有している。また、文部科学省や経済産業省の独立行政法人評価委員会の委員等を務めた経験があり、独立行政法人制度や評価等に精通している。さらに、同氏は、中立性・公平性のもとに業務を遂行できる高い倫理感を有していることから、機構の監事として最適の人物であると考え、監事となるべき者として指名したところである。